

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

制 度 名	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機）に係る特例措置について、その適用期限を2年延長する。		
	[対象設備] 取得価額が600万円以上のテトラクロロエチレンを溶剤として使用するドライクリーニング機		
	（租税特別措置法第11条、第43条、第68条の16 租税特別措置法施行令第5条の8、第28条、第39条の49 租税特別措置法第11条第1項及び第43条第1項の規定の適用を受ける 機 械その他の減価償却資産及び期間を指定する件）		
	平年度の減収見込額	-	百万円
（制度自体の減収額）	（	-	百万円）
（改正増減収額）	（	-	百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>クリーニング業において、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む。)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>他方、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上、近年の原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、新素材の開発・普及、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化など、国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、結果として同業者においては必要最低限の設備更新・改修しか行えない状況にある。</p> <p>引き続き、地域を支えるクリーニング業を維持しつつ健康被害及び環境汚染を防止する観点から、公害対策に資する設備投資(テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の取得)を促進する必要がある。</p>		
	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を引き上げる。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成31年4月1日から平成33年3月31日まで (平成31年度～平成32年度)</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を引き上げる。</p>
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>中小零細のクリーニング業者にとって依然として厳しい経営環境が続き、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新・改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制措置により設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行われている。</p>		

	有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における) 適用台数 平成31年度 8台(推計) 平成32年度 8台(推計) ※直近3ヵ年平均出荷台数に黒字企業割合を乗じて算出								
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上に依然として厳しい経営環境が続いている中、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機の取得)については消極的になりがちであることから、引き続き、本税制措置を講ずることに有効性はある。								
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—								
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—								
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—								
		要望の措置の妥当性	<p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。</p> <p>したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することに妥当性はある。</p>								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(出荷台数)</td> <td>(適用台数)</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>33台</td> <td>8台(推計)</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>29台</td> <td>7台(推計)</td> </tr> </table> <p>(出典) 一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」</p>		(出荷台数)	(適用台数)	平成28年度	33台	8台(推計)	平成29年度	29台	7台(推計)
		(出荷台数)	(適用台数)								
平成28年度	33台	8台(推計)									
平成29年度	29台	7台(推計)									
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>条項：措置法第43条第1項 適用件数：4件 適用総額：13,472千円</p>										

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上に依然として厳しい経営環境が続いている中、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機の取得)については消極的になりがちであることから、引き続き、本税制措置を講ずることに有効性はある。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を引き上げる。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の導入が図られているが、クリーニング需要の減少に伴う市場規模の縮小や原油価格の高騰に伴う収益の圧迫等により設備投資が控えられており、十分な状況とは言えない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>創設年度 平成5年度 期限切れごとに延長要望(直近は平成29年度税制改正)</p>	